#### 障害福祉サービス事業所等整備費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する障害福祉サービス事業所等整備費補助金については、栃木県補助金 等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)及び補助金等の名称 等を定める告示(昭和47年栃木県告示第354号)に規定するもののほか、この要領の定め るところによる。

(交付の目的等)

第1条の2 補助金の交付の対象となる事業、額及びその算定方法は、平成17年10月5日 付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整 備費国庫補助金交付要綱」に基づくものとし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第2条 補助金の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により、提出する書類は、 次の表に定めるところによる。

補助金の名称	補助事業の名称	提出すべ き申請書 の名称	様 式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
障害福祉 サービス 事業所等 整備費補 助金	障害福祉 サービス 事業所等 整備事業	障害福祉 サービ 事業備費 整備 動金 申請書	規 則 の 別記 様式第1	1	<ol> <li>施設整備申請額内訳</li> <li>事業計画書</li> <li>歳入歳出予算書又は見込書抄本</li> </ol>	別記様式 第 1 号 別記様式 第 2 号	1	知事が 別に定 める日

### (交付条件)

- 第3条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 事業に要する経費の配分の変更又は事業の内容の変更(次条に規定する軽微な変更 を除く。)をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業を中止し、又は廃止(一部の中止、又は廃止を含む。) する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
  - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産につい

ては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6)事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、 善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければな らない。
- (7)補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額0円の場合を含む。)は、別記様式第3号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。

- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (10) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、 契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど栃木県が行 う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (12) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金並びに公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。
- (13) 事業者は、「不適正な運営が改善されない社会福祉法人等に対する補助金交付の停止等に関する基準」(平成14年3月12日付け保福第380号保健福祉部長通知)第4条の規定に基づく認定を受けていないこと。

#### (軽微な変更)

第4条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 施設の種類及び整備区分を変更すること。
- (3) 建物の規模又は構造を変更すること。(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く)
- (4) 建物等の用途を変更すること。
- (5) 入所定員(又は利用定員)を変更すること。

### (変更の承認)

第5条 第3条第1号の規定による知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(別記様式第4号)に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して正本1部を知事に提出しなければならない。

### (着工報告)

第6条 補助事業者は、補助事業に着手したときは、着手後1週間以内に事業着手報告書 (別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。

### (状況報告)

第7条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金 の名称	補助事業の名称	提出すべ き報告書 の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様 式	部数	提期	出限
障害福祉 サービス 事業所等 整備費補 助金	障害福祉 サービス 事業所等 整備事業	障害は事業備を実施している。これでは、事業のでは、事業の事業をできませる。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	規 則 の 別記 様式第 2	1	障害福祉サービ ス事業所等整備 費補助金による 施設の工事進捗 状況調書	別記様式 第 6 号	1	知事別にめる	定

## (事業完了報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了後1週間以内に事業完了報告書 (別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。

### (実績報告)

第9条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金	補助事業	提出すべ	<del>                                      </del>	部	報告書に添付す	快	+	部	提	出
の名称	の名称	き報告書の名称	様 式	数	べき書類の名称	様	玌	数	期	限

障害福祉 サービス 事業所等 整備費補 助金	障害福祉 サービス 事業所等 整備事業	障サー事のでは、事業のでは、	規 則 の別記様式第3	1	額内訳	別記様式 第 8 号 別記様式 第 9 号	1	知事が 別に定 める日	
------------------------------------	------------------------------	--	-------------	---	-----	--------------------------------	---	-------------------	--

### (補助金の請求)

第10条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助	金	提出すべき	様	式	部	請求書に添付す	様	式	部	提	出
の名	称	請求書の名称			数	べき書類の名称			数	期	限
障害福 ービス 施設整 補助金	提供	障害福祉サー ビス提供施設 整備費補助金 交付請求書	規 則別記様式第		1	<ol> <li>確定(交付決定)通知書の写</li> <li>その他知事が必要と認める書類</li> </ol>		_	1	知事別にめる	定

# (補助金の概算払)

- 第11条 規則第19条の規定により知事が特に必要があると認めるときは、補助金を概算払いにより交付することができるものとする。
- 2 前条の規定は、概算払に係る補助金の交付の請求について準用する。

附則

この要領は、平成18年度分の補助金から適用する。

附則

この要領は、平成26年度分の補助金から適用する。

附則

この要領は、令和元(2019)年度分の補助金から適用する。

附則

この要領は、令和5(2023)年度分の補助金から適用する。